

中環審第61号
平成14年1月8日

環境大臣
川口順子 殿

中央環境審議会
会長 森 篤 昭 夫

鳥獣の保護及び狩猟に関する当面の措置について（答申）

平成13年12月21日付け諮問第33号により中央環境審議会に対してなされた「鳥獣の保護及び狩猟に関する当面の措置について（諮問）」については、別紙のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申する。

別紙

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）」を改正する等により、下記の措置を講じること。

記

1．障害者に係る欠格条項の見直しについて

狩猟免許に係る欠格事由について、狩猟を行うことが不適當な事由を精査し、狩猟に支障がない者が不当に扱われることがないように措置すること。

2．鳥獣の保護繁殖の強化のための措置について

鳥獣の捕獲等に由来する野生鳥獣全般への鉛中毒を防止し、また生態系の攪乱に重大な影響を及ぼす山野への殺傷個体の放置又は遺棄を防止するよう措置すること。

また、鳥獣の生息状況の動向等を把握し、鳥獣の保護施策への的確な反映を期すため、狩猟者又は捕獲等の許可を受けた者から、捕獲鳥獣に関する必要な報告を受けよう措置すること。

3．違法捕獲への対応について

違法な鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取に対する取締りを強化するため、違法捕獲された鳥獣の飼養を禁止する措置を強化するとともに、一定の鳥獣の販売を制限することができるよう措置すること。

4．手続きの合理化について

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」及び「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に関し、同一の捕獲等の行為に対して行われる環境大臣への許可手続きを合理化するよう措置すること。